

滝川市の規程の準用に関する規程

昭和56年4月1日
訓 令 第2号

(趣旨)

第1条 空知教育センター組合の運営に関し特別の定めがあるものを除くほか、滝川市規程を準用する。

(準用規定)

第2条 準用する滝川市規程は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 滝川市事務決裁規程（昭和55年滝川市訓令第3号）
- (2) 滝川市文書事務取扱規程（平成4年滝川市訓令第3号）
- (3) 滝川市公用文に関する規程（平成7年滝川市訓令第5号）
- (4) 辞令規程（昭和46年滝川市訓令第8号）
- (5) 滝川市職員服務規程（昭和46年滝川市訓令第9号）
- (6) 滝川市職員の人事評価及び自己申告に関する規程（昭和46年滝川市訓令第10号）
- (7) 滝川市物品等区分取扱規程（昭和57年滝川市訓令第7号）
- (8) 滝川市会計年度任用職員の人事評価に関する規程（平成2年滝川市訓令第5号）

(施行細目)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月27日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の第1条及び第2条の規定は、平成18年3月27日から適用する。

附 則（令和2年訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。